

「パートナーシップ構築宣言」

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券（以下、当社）は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

- ✓ 直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。
- ✓ 三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（以下、MUFG）は「世界が進むチカラになる。」をパーサス（存在意義）に掲げ、全てのステークホルダーの皆さまが持続可能な未来、新たなステージへと進むチカラになることで、真に社会から必要とされる、「世界に選ばれる、信頼のグローバル金融グループ」を目指しています。当社はその MUFG の中核総合証券会社として、多様な金融商品やサービスを幅広く網羅するグループ総合力を柔軟に活かし、資産運用はもちろん、資産承継、M&A 等による事業承継支援等、様々な金融ニーズにワンストップでお答えします。
- ✓ 当社は持続可能な社会の実現に貢献するため、ESG 債等の引受や発行サポートを積極的に行っており、グリーン化の取組として継続して取り組んで参ります。
- ✓ また、当社は従業員の心身の健康並びに従業員の家族の幸せのために健康経営を実践しており、取引先等他社への健康経営に係るノウハウの提供、健康増進策の共同実施等を行って参ります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

- ✓ 当社は、持続可能な環境・社会が自らの持続的成長の大前提であるとの考え方のもと、環境・社会課題の解決と自らの経営戦略を一体と捉えて価値創造を進めるサステイナブル経営に取り組み、お客さま・パートナー、地域・社会、未来の世代、当社社員といった全てのステークホルダーが次へ、前へと進むためのチカラになることを目指しており、そのために全力を尽くすことを企業活動の指針としております。
- ✓ ステークホルダーの皆さまと建設的な対話を積極的に進めるなかで、お客さま・パートナー、地域・社会の皆さまの関心事項や抱えている課題等を踏まえた適切な対応を行うことで、信頼関係・協働関係を築き、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に繋げていくように努めます。

2024年10月10日

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
企 業 名

取締役社長 兼 CEO 小林 真
役職・氏名（代表権を有する者）